

平塚市産業間連携ネットワーク規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本市の産業活性化を促進するとともに、企業、団体及び個人事業者間のネットワーク化による産業間連携の場の創出を図り、地域資源並びに得意分野及び技術を活かした新商品の開発、新事業の創出、販路拡大等への取組を行う事業者に対して支援を行うため、平塚市産業間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 平塚市産業活性化推進会議（以下「推進会議」という。）は、平塚市産業活性化会議要綱第7条各号に掲げる事業を推進するため、ネットワークを設置する。

(会員)

第3条 ネットワークの会員（以下「会員」という。）は、地域資源並びに得意分野及び技術を活かした新商品の開発、新事業の創出、販路拡大等を企図する企業、団体又は個人事業者であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。（風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）又は平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に抵触し、又は法令遵守上の問題を抱えている事業者等を除く。）

- (1) 1次産業に従事する者であり、平塚市内に在住している者
- (2) 平塚市内で事業を行っている個人事業者又は団体
- (3) 平塚市内在住の1次産業に従事する者が主たる構成員又は出資者となっている事業者
- (4) 平塚市内に本社、工場、支店、事業所等を有し、本市エリアを対象に営業等を行う事業者
- (5) 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は公的な試験研究機関

2 会員になろうとするものは、平塚市産業間連携ネットワーク会員申込書（第1号様式）を事務局（次条の規定により置かれる事務局をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

3 事務局は、前項の規定により提出された書類を審査し、平塚市産業間連携ネットワーク会員決定通知（第2号様式）により当該申請者に結果を通知するものとする。

4 会員は、平塚市産業間連携ネットワーク退会申出書（第3号様式）を事務局に提出することで、ネットワークを任意に退会できる。

5 会員が次の各号に該当するときは前項の平塚市産業間連携ネットワーク退会申出書（第3号様式）が事務局に提出されたものとみなす。

- (1) 会員が第1項各号の規定に該当しないことが明らかとなるとき
- (2) 事務局による調査等により会員事業所の所在が明らかでないとき
- (3) 事務局による調査等により会員のネットワークにおける活動の意思が確認で

きないとき

(事務局及び事業)

第4条 ネットワークの事務局は、平塚市産業振興部に置き、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集に関する事
- (2) 会員の交流及び連携強化に関する事
- (3) 会員の周知に関する事
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項に関する事

(庶務)

第5条 ネットワークの庶務は、平塚市産業振興部産業振興課がこれ进行处理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の規定（以下「改正前の規定」という。）に基づき支援の対象となる会員プロジェクトチームの認定を受けた事業者については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

平塚市産業間連携ネットワーク会員申込書

（提出先）

平塚市産業間連携ネットワーク事務局

次のとおり、平塚市産業間連携ネットワーク規約第 3 条第 2 項の規定により申込みます。
次の内容は『平塚市産業間連携ネットワーク』ホームページに公開します。

区 分	企業 団体 個人事業者 (いずれかに○印を記載してください。)	
業種	農業 漁業 工業 商業 観光 その他 (いずれかに○印を記載してください。)	
名称		
代表者職・氏名		
企業等連絡先	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	F A X	
	E メ ー ル	
	H P 等 の U R L	
	S N S の アカウント名	
現在行っている 事業・活動内容		
連携する際に強みとなる 技術力や PR ポイント		
ネットワークで取組 みたいプロジェクト		
担当者情報 (市の HP に公開可能か○印を記 載してください。)	①職・氏名 (公開・非公開)	
	②メール (公開・非公開)	
	③電話番号 (公開・非公開)	

平 第 号
年 月 日

平塚市産業間連携ネットワーク会員決定通知書

様

平塚市長 

年 月 日付けで申込のあった平塚市産業間連携ネットワーク会員申込書について次のとおり決定したので、平塚市産業間連携ネットワーク規約第3条第3項の規定により通知します。

決 定 区 分	☐ 決定する ☐ 決定しない
決 定 条 件	
決 定 し な い 理 由	
次の各号のいずれかに該当する場合には、ご対応お願いいたします。 (1) 会員申込書の情報に変更が生じた場合は、事務局にご連絡お願いいたします。 (2) なんらかの理由で企業活動を終了する場合は、平塚市産業間連携ネットワーク退会申出書（第3号様式）を事務局へご提出ください。	

問合せ先
平塚市 産業振興部 産業振興課 産業活性化担当
TEL：0463-21-9758
FAX：0463-35-8125
E-mail：sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市産業間連携ネットワーク退会申出書

（提出先）

平塚市産業間連携ネットワーク事務局

	〒
所 在 地	
名 称	
代表者職・氏名	
(担当者)	

退会するに当たり、平塚市産業間連携ネットワーク規約第 3 条第 4 項の規定により申し出します。

退 会 理 由	
---------	--